

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年 9 月18日
【計算期間】	第4期(自 平成20年7月16日 至 平成21年7月15日)
【ファンド名】	アジア ファンド・オブ・ファンズ連動型投信
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 田 中 慎 一 郎
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目 5 番27号
【事務連絡者氏名】	商品開発部長 三 木 谷 正 直
【連絡場所】	東京都港区三田三丁目 5 番27号
【電話番号】	03-5232-7700
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 主として国内外の公社債、特にユーロ円建て債券（以下「ユーロ円債」といいます。）への投資により、主に、日本を含むアジア地域（オセアニアなどの太平洋地域を含みます。以下同じ。）の資産に投資するヘッジファンドを組入れるマネックス フルトン アジア ファンド（以下、「連動対象ファンド」ということがあります。）の値動きに連動した投資成果を獲得することにより、信託財産の中・長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。
- ② 500億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ変更することができます。
- ③ 社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

<商品分類>

・商品分類一覧表 （注）当ファンドが該当する商品分類に●を付しています。

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）	補足分類
単位型投信 ●追加型投信	国 内 海 外 ●内 外	株 式 債 券 不動産投信 ●その他資産（投資信託証券） 資産複合	インデックス型 ●特 殊 型

・商品分類定義

該当分類	分 類 の 定 義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
その他資産 （投資信託証券）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
特殊型	目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

<属性区分>

・属性区分一覧表 （注）当ファンドが該当する属性区分に●を付しています。

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	特殊型
---------------------	------	--------	-----

株式 一般 大型株 中小型株 ●債券 一般 公債 社債 ●その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 資産複合	●年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他	グローバル ●日本 北米 欧州 ●アジア ●オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ブル・ベア型 条件付運用型 ●絶対収益追求型 その他型
---	--	--	--

・属性区分定義

該当区分	区 分 の 定 義
債券・その他債券	目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
アジア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
オセアニア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
絶対収益追求型	目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

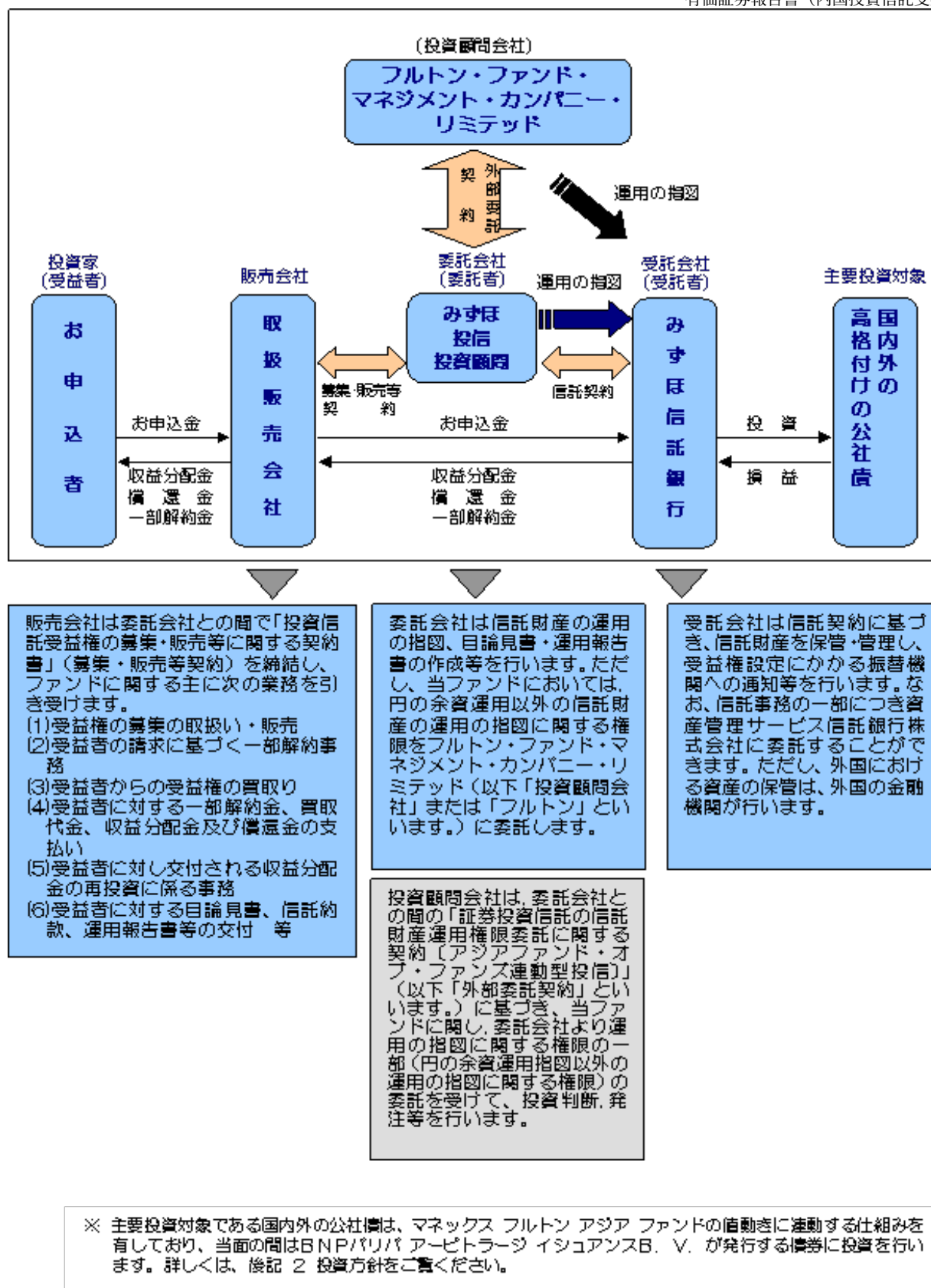
（注1）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注2）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

（注3）当ファンドは、ユーロ円債（属性区分上は「債券・その他債券」に区分）に投資を行いますが、当該ユーロ円債の価格は実質的に連動対象ファンド（投資信託証券）の値動きに連動する性質を有します。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

(2) 【ファンドの仕組み】

① 当ファンドの運営の仕組み



② 委託会社の概況

1. 資本金の額 20億4,560万円(平成21年8月31日現在)

2. 会社の沿革

昭和39年5月26日

「朝日証券投資信託委託株式会社」設立

平成9年10月1日 「株式会社第一勸業投資顧問」「勸角投資顧問株式会社」と合併し、
「第一勸業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更

平成11年7月1日 「第一勸業アセットマネジメント株式会社」に商号変更

平成19年7月1日 「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、「みずほ投信投資顧問株式会
社」に商号変更

3. 大株主の状況(平成21年8月31日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	1,038,408株	98.7%
ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージーシティ市ハドソン通り90番地	13,662株	1.3%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、信託財産の中・長期的な成長をはかることを目標に運用を行います。

② 運用方法

1. 主要投資対象

国内外の高格付けの公社債、特にユーロ円債を主要投資対象とします。

2. 投資態度

a. 主として、以下の性質を有するユーロ円債への投資を通じて、マネックス フルトン アジア ファンド^{※1}の値動きに連動した投資成果の獲得を目指します。なお、当面の間は、BNPパリバ アービトラージ イシュアンスB. V.（信用保証BNPパリバ銀行）が発行するユーロ円債に投資を行います。

i. 絶対収益の獲得を目指して、主に、日本を含むアジア地域の資産に投資するヘッジファンド^{※2}を組入れ運用を行うマネックス フルトン アジア ファンドの値動きに連動します。

ii. 原則として、償還期限を有しますが、償還期限の変更もしくは同一性質での再発行を適宜行うことができます。

※1 マネックス フルトン アジア ファンドの投資方針等については、後記「（参考）マネックス フルトン アジア ファンドの運用方針」をご参照ください。

※2 ヘッジファンドとは、一般的に、市場の動きに対する相対的な超過収益ではなく、投資元本に対する収益（絶対収益）を確保するために、様々な運用手法（戦略）を駆使したり、あるいは、現物の株式、債券などの伝統的な運用資産以外への投資を行うファンド（運用会社）の総称です。

b. 主要投資対象とするユーロ円債は、組入れ時にAA-またはAa3以上の格付けを得ている発行体が発行するユーロ円債を投資適格として投資対象とすることを基本とします。（格付けは、スタンダード・アンド・プアーズ社あるいはムーディーズ・インベスターズ・サービス社による格付けを基準にします。ただし、これらの格付けがない場合には、委託会社または運用の指図に関する権限の一部の委託を受けたものが当該格付けと同等の信用度を有すると判断したものを含みます。）

c. 原則として、投資適格のユーロ円債の組入れ比率を高位に保つことを基本とします。ただし、組入れたユーロ円債の発行体の格付けが大きく低下した場合等には、組入れたユーロ円債の銘柄の入替え（ユーロ円債の発行体の変更を含みます。）や、当該ユーロ円債を途中売却することがあります。この場合、当ファンドの運用方針が達成されない可能性があります。

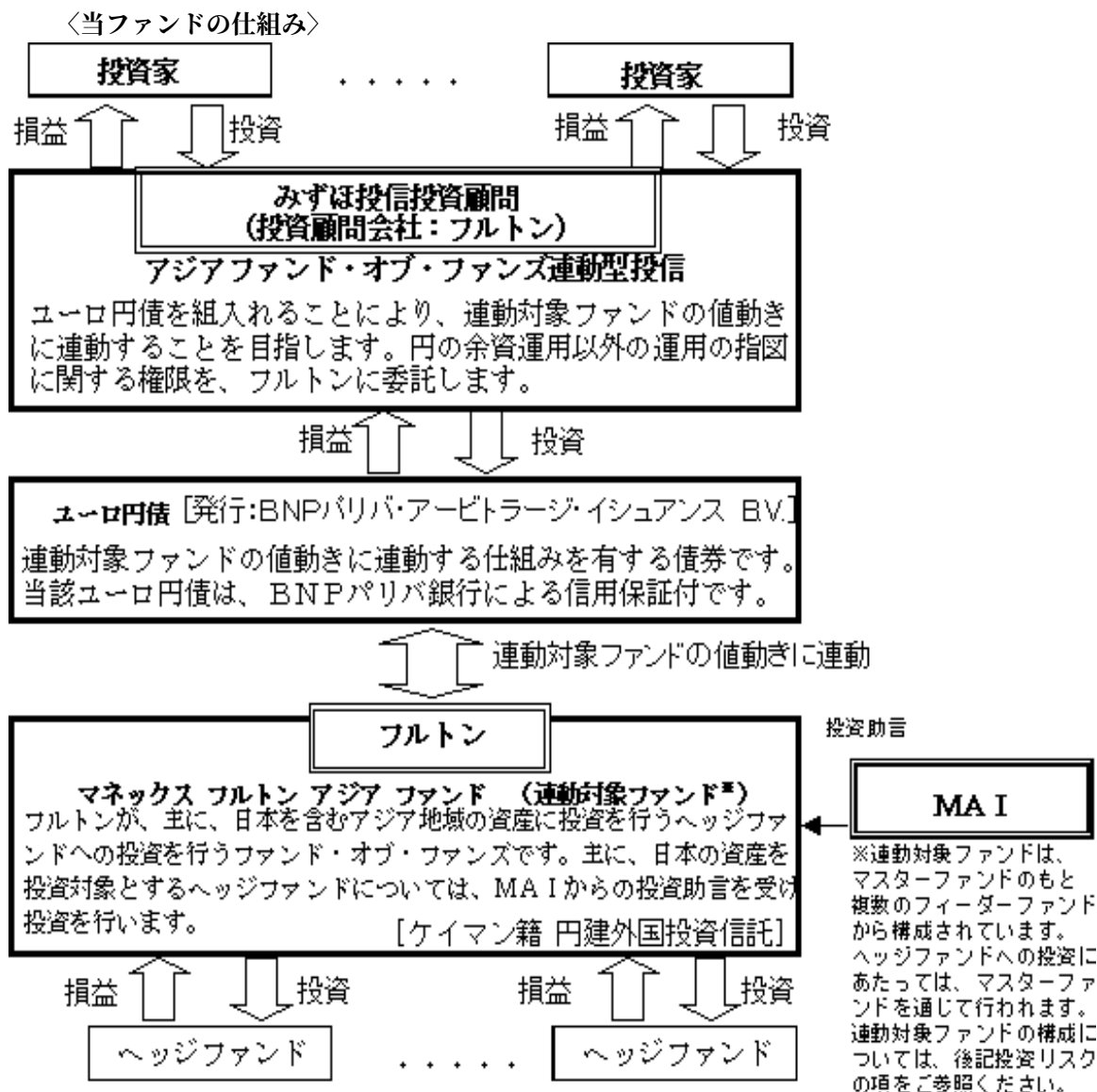
d. 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

e. マネックス フルトン アジア ファンドが償還した場合には、信託契約を解約し、信託を終了します。

f. 円の余資運用以外の運用の指図に関する権限を、フルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドに委託します。

③ ファンドの投資プロセス

1. 当ファンドは、委託会社により円の余資運用以外の運用の指図に関する権限の委託を受けたフルトンによる、② 運用方法 2. 投資態度 に記載した性質を有するユーロ円債への投資を通じ、マネックスフルトン アジア ファンドの値動きに連動することを目指します。
2. フルトンは、毎月、受益者からの取得申込みおよび一部解約にあわせて、ユーロ円債の買付または売却を行います。なお、原則として上記のユーロ円債を高位に組入れます。
3. 円の余資運用にあたっては、委託会社が適宜、わが国の短期金融商品への投資を行い、効率的な資産運用に努めます。



〈組入れるユーロ円債の発行体の概要〉

組入れるユーロ円債は、当面はオランダ国籍のBNPパリバ・アービトラージ・イシュアンス B.V.が発行するユーロ円債とします。

当該ユーロ円債はBNPパリバ銀行によって信用保証されているため、当該ユーロ円債の信用力はBNPパリバ銀行と同等と判断できます。なお、BNPパリバ銀行の格付けは、AA（スタンダード・アンド・プアーズ社）およびAa1（ムーディーズ・インベスターズ・サービス社）となっております。（2009年7月末現在）

BNPパリバ・アービトラージ・イシュアンス B.V.は社債・ワラントの発行、購入および保有を事業内容としております。

なお、発行体（信用保証体を含みます。以下同じ。）の格付けが大きく低下した場合等には、ユーロ円債の発行体を変更する場合があります。

〈フルトンの概要〉

2003年12月にタマセック・ホールディングス（タマセック）の100%出資により設立された、シンガポールを拠点とする資産運用会社です。フルトンのファンド運用チームは、1990年からフルトン設立までの間、タマセックの内部資金運用部門として資金運用を担当していました。フルトンでは、戦略的資産配分とアジア関連資産に焦点を当てながら、短期資金、グローバル株式、グローバル債券、グローバル為替運用に加え、絶対収益の獲得を目指すヘッジファンドのファンド・オブ・ファンズ等の運用を行っており、その資産運用手法は多岐にわたります。

※ タマセックは、1974年に設立されたシンガポールを拠点とするアジアの資産運用会社です。シンガポール、アジア、OECD諸国にまたがる分散されたグローバルポートフォリオを運用しており、運用資産総額は、2008年3月末現在、約1,850億シンガポールドル（約13.4兆円）に及びます。

※ ファンド・オブ・ファンズとは、複数のファンドに投資を行うファンドのことをいいます。投資家にとっては、ファンド・オブ・ファンズへの投資によるコスト負担を伴いますが、一つのファンドへの投資により複数のファンドに分散投資をするのと同じ効果があります。

(参考)MA I（マネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株式会社）の概要

MA Iは、マネックスグループ株式会社と、ヘッジファンド運用で実績を有する国内の証券投資顧問会社あすかアセットマネジメントリミテッドの共同出資により、2004年10月に設立されたオルタナティブ（代替的）投資等の企画・運営を行う会社です。

(参考) マネックス フルトン アジア ファンドの運用方針

(1) 運用の基本方針

① 基本方針

主に、日本を含むアジア地域（オセアニアなどの太平洋地域を含みます。以下同じ。）の資産に投資するヘッジファンドへの分散投資を行い、絶対収益の獲得を目指します。

② 運用方法

1 投資対象

主に、日本を含むアジア地域の資産に投資するヘッジファンドを主要投資対象とします。

2 投資態度

a 主要投資対象であるヘッジファンドの組入れにあたっては、定量評価、定性評価等を勘案し、異なる地域、異なる投資戦略のヘッジファンドに分散投資することにより、リスクの低減と、安定したリターンを獲得を目指します。

b ポートフォリオの状況に応じて為替ヘッジ取引を行い、円ベースでの絶対収益の獲得を目指します。

③ 投資制限

1 同一運用機関が運用または投資助言を行うファンドへの投資は、原則として知り得る直近の信託財産の純資産総額の15%を超えないものとします。

2 一つの投資対象ファンドに占めるマネックス フルトン アジア ファンドからの投資金額は、原則として投資対象ファンドの知り得る直近の信託財産の純資産総額の20%を超えないものとします。

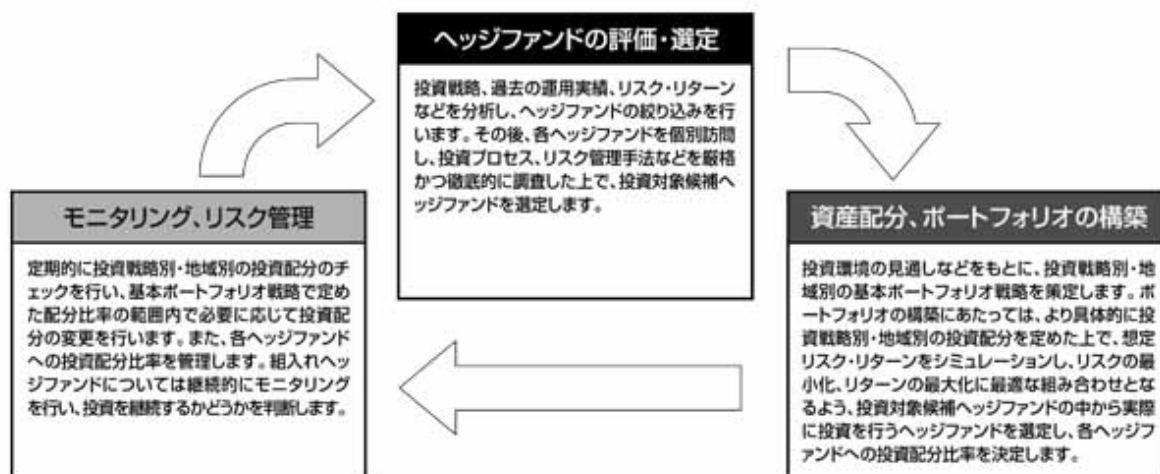
3 ファンド設定時などを除き、原則として少なくとも10ファンド以上に分散投資します。

4 商品（先物の評価額を含みます。）への実質投資割合は、知り得る直近の信託財産の純資産総額の50%を超えないものとします。

(2) 運用体制

フルトンの運用は、インベストメントチームと資産配分委員会とに役割が分かれています。投資にあたっては、ヘッジファンドの評価・選定、アセットアロケーション、ポートフォリオの構築、ポートフォリオのモニタリングおよびリスク管理といったプロセスを経ます。なお、インベストメントチームと資産配分委員会の役割としては、インベストメントチームは、組入れヘッジファンドの選定作業からリスク管理やポートフォリオのモニタリングまで、すべての運用プロセスにかかわります。一方、資産配分委員会は、インベストメントチームが策定する地域配分や戦略別配分の提案を精査のうえ承認するなど、総合的なポートフォリオの資産配分の管理を行います。

〈投資プロセス〉



1 ヘッジファンドの評価・選定

投資対象とするヘッジファンドから、投資戦略、過去の運用実績およびリスク・リターンの分析、株式や債券などの伝統的な市場との相関性、流動性などを分析し銘柄を絞り込みます。その後、個別ヘッジファンドを訪問し、投資プロセス、リスク管理手法等を厳格かつ徹底的に調査します。その結果、投資戦略の中で有望なファンドであると判断された場合、書類上の法的な面も含め様々なコンプライアンスチェックを行います。

上記のプロセスを踏まえ抽出された組入れ候補ヘッジファンドは、投資対象候補ヘッジファンド（「承認リスト」といいます。）として選定されます。

2 資産配分

投資戦略別の見通し、承認リスト内のヘッジファンドへの投資がその時点で可能かどうか、運用能力、分散などを考慮して資産配分を行います。資産配分にあたっては、市場や投資戦略に関する固定的な投資方針を持つことなく、経済環境や市場動向に応じ、リスクを調整しながら投資目的を達成するために適切であると考えられる基本ポートフォリオ戦略を策定します。また、このようにして決定された基本ポートフォリオ戦略を定期的に見直すことで投資目的に沿った運用が行われているかを確認します。

3 ポートフォリオの構築

ポートフォリオの構築には、トップダウン、ボトムアップの両アプローチを使用します。

トップダウンアプローチでは、現在の投資環境の見通しをもとにそれぞれの投資戦略への投資配分を決定します。

また、ボトムアップアプローチでは、承認リストに載っているファンドから、適合性、分散効果、投資戦略を考慮して投資を行うファンドを選定します。

ポートフォリオの構築にあたっては、より具体的に投資戦略別・地域別の投資配分を定めた上で、様々な分析用およびリスク管理用ツールを利用してポートフォリオ全体の想定リスク・リターンをシミュレーションします。シミュレーションの結果、リスクの最小化、リターンの最大化に最適な組合せとなるよう投資対象ヘッジファンドの中から実際に投資を行うヘッジファンドを選定し、各ヘッジファンドへの投資配分比率を決定します。なお、分散をはかるために、原則として10以上のヘッジファンドを組入れる事を基本とします。ただし、ファンドの資金事情などによっては予定した組入れを行えない場合があります。

4 ポートフォリオのモニタリング

定期的に投資戦略別・地域別の投資配分のチェックを行い、基本ポートフォリオ戦略で定めた配分比率の範囲内で必要に応じて定量的、定性的分析に基づき投資配分比率の見直し、変更を行います。

また、定期的に組入れヘッジファンドの投資成果、価格変動性、その他の面で問題がないかモニタリング（監視）し、各ヘッジファンドへの投資配分比率を管理します。モニタリングは報告書、電話、訪問、電

子メールなど様々な手段で行います。また、少なくとも年に1回は運用管理状況に関し、組入れヘッジファンドの担当者から直接説明を受けます。ポートフォリオのモニタリングプロセスでは、組入れた個々のヘッジファンドがそれぞれの投資哲学や投資戦略にそって投資しているかなどにつき、継続的に評価します。また、ファンドマネージャーなど運用関係者の異動などの情報も入手します。

5 リスク管理

ポートフォリオの構築および運営において、リスク管理を重視します。幅広い分散方針によるリスクコントロール能力に加え、すべての組入れヘッジファンドに対する機敏かつ継続的なモニタリングによるリスクコントロールを実践します。

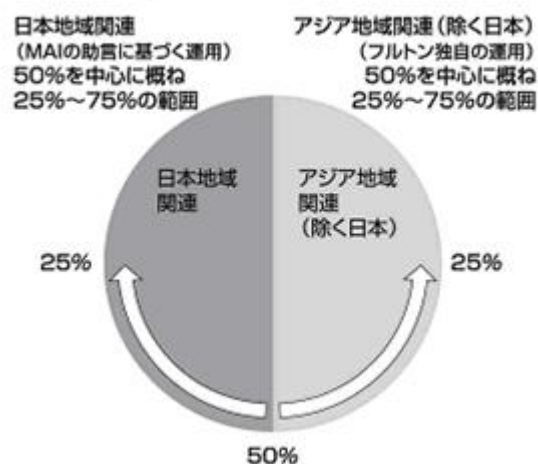
ヘッジファンドとの頻繁なコミュニケーションと、投資成果、投資パターンや組織などの定期的なモニタリング結果を合わせることで、投資したヘッジファンドが規定の投資戦略から逸脱していないかをチェックします。想定外の取引パターンや異常な投資結果があった場合、すぐに調査が行われ、そのファンドへの投資を継続するかどうか判断します。

〈基本ポートフォリオ戦略〉

1.戦略別配分

投資するヘッジファンドの投資戦略	配分比率
株式ロングショート戦略	30～70%
アービトラージ戦略	0～30%
株式マーケットニュートラル戦略	0～30%
スペシャル・シチュエーション戦略	0～30%
マクロ戦略	0～30%
マルチストラテジー戦略	0～50%
フィックス・インカム戦略	0～30%
ディストレスト戦略	0～30%
ロング・オンリー戦略	0～30%

2.地域別配分



(注) 上記は、連動対象ファンドにおける平成21年6月末現在の基本ポートフォリオ戦略を示したものであり、今後変更される場合があります。

また、組入れヘッジファンドの価格変動等により、実際の投資配分比率が一時的に基本ポートフォリオ戦略の配分比率を超える場合があります。

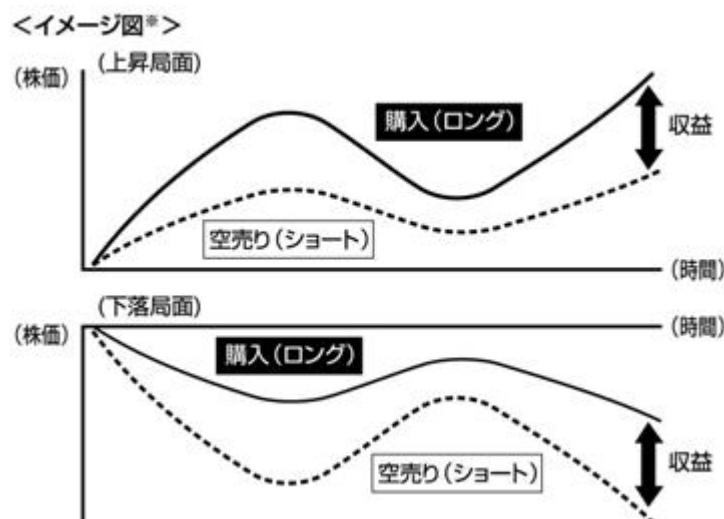
※スペシャル・シチュエーション戦略には、イベント・ドリブン戦略を含みます。

(3) 投資対象とするヘッジファンドの投資戦略

連動対象ファンドでは様々な投資戦略を採用したヘッジファンドに投資します。投資対象とする主な投資戦略とその戦略の概略は以下のとおりです。ただし、これらは投資戦略のすべてを説明するものではなく、また、これ以外の投資戦略を採用しているヘッジファンドに投資を行う場合もあります。

・株式ロングショート戦略

株式の個別銘柄のうち、割安と判断される銘柄を購入(ロング)し、割高と判断される銘柄を空売り(ショート)することで、株式市場全体の上昇・下落にかかわらず、ロング銘柄・ショート銘柄間の値動きの差に収益機会を見出す戦略です。株式市場の上昇局面ではロングの比率を上げ、下落局面ではショートの比率を上げるなど、株式相場の見通しにもとづきロングとショートの比率を増減させる戦略も含むことから、株式マーケットニュートラル戦略と区別されます。



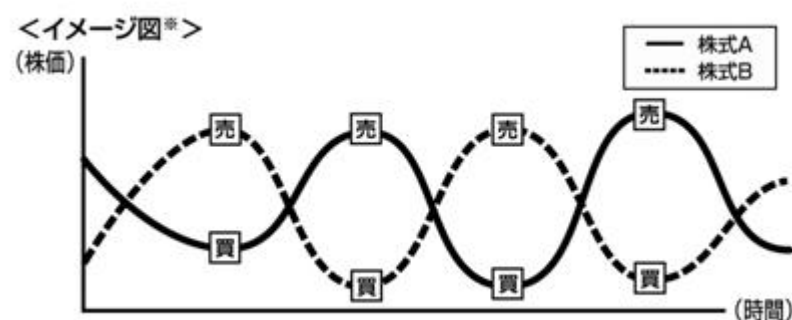
・アービトラージ戦略

アービトラージとは“サヤ取り”を意味し、2つ以上の投資対象銘柄間の価格差に着目して収益機会を求める戦略の全てを含みます。投資対象別に、転換社債(CB)アービトラージ取引、リスクアービトラージ(合併裁定)取引、金利アービトラージ取引等があります。例えば転換社債アービトラージ取引では、割安と判断される転換社債を購入し、同一企業の株式を空売りすることで、銘柄間の価格差に収益機会を見出します。また、リスクアービトラージ取引では、合併を行う2社の合併比率をもとに理論的な株価を算出し、割安と判断される銘柄を購入し、割高と判断される銘柄を空売りすることで、収益の獲得を目指します。

・株式マーケットニュートラル戦略

株式市場全体の変動から受ける影響(以下、市場での価格変動リスク)をできる限り排除した上で、個別銘柄間の値動きの差に収益機会を見出す戦略です。市場での価格変動リスクを中立に保つため、多くは統計を基本としたクオンツ・モデルを採用します。

例えば、同一業種内の企業で株価が統計的に一定の価格差に収斂する銘柄を発掘し、その時点で割安と判断される銘柄の購入と、割高と判断される銘柄の空売りを同額ずつ行うことで、市場リスクを中立に保ちながら、統計通りの価格差に収斂した時点で反対売買を行うことによる収益の獲得を目指します。



※ 上記の各イメージ図は、各投資戦略で収益を獲得するイメージを示したものであり、実際の値動きによっては損失を被る場合もあります。

・スペシャル・シチュエーション戦略

企業の再構築、合併、買収、子会社売却、増配等の経営戦略に関わるイベントがもたらす株価変動に収益の源泉を求める戦略です。例えば、合併などのイベントが企業の将来キャッシュフローにどのような影響を与えるかを予測して当該企業の株式を購入または空売りし、予測通りの株価になった時点で反対売買を行うことによる収益の獲得を目指します。当戦略には、イベント・ドリブン戦略を含みます。

・マクロ戦略

あらゆる資産クラス(株式、現物、先物、デリバティブ、商品等)を活用した戦略です。経済のファンダメンタルズや市場間の歪みに着目して調査を行い、作成したシナリオに沿って割安と判断される資産を購入または割高と判断される資産を空売りし、予測通りの価格になった時点で反対売買を行うことによる収益の獲得を目指します。なお、一般に、投資効率の向上をねらい、先物取引など少ない資金で大きなりターンの獲得が可能な取引（レバレッジ）を利用するため、リスクも相対的に高い戦略といえます。

・マルチストラテジー戦略

ヘッジファンド内にそれぞれの戦略に特化したマネジャーを複数抱え、全体を統括するポートフォリオマネジャーが相場状況を見ながら各戦略への投資配分を変更して収益の獲得を目指す戦略です。例えば、リストラによる業界再編が引き起こす企業買収・合併に収益機会を見出す投資哲学を持つファンドでは、スペシャル・シチュエーション戦略とアービトラージ戦略の両方を採用するなど、株式、社債の両面から収益の獲得を目指します。

・フィックス・インカム戦略

異なる複数の金利商品(債券等)の価格差(スプレッド)に着目して、流動性やボラティリティを原因とするスプレッドの歪みに収益機会を見出す戦略です。例えば、EU統合などのイベントを契機にEU各国金利のスプレッドが縮小する過程に着目して、収益の機会を求める例が挙げられます。

また、短期金利と10年債との間の金利差が変動する局面で収益の獲得を目指す例も挙げられます。

・ディストレスト戦略

すでに破綻して価格が下落した証券に、その後は価格が回復するという予測のもとに投資する戦略です。例えば、会社更生法が適用された企業の社債に投資します。信用力の低い発行企業が、本業の失敗ではない要因、例えば係争に巻き込まれて会社更生法が適用された場合など、一時的な特殊事態のために著しく価格の下がった債券を購入し、回復局面で大きな収益の獲得を目指します。

・ロング・オンリー戦略

リスクヘッジのための空売りは行わず、割安と判断される銘柄を購入し、購入した銘柄の値上がりにより収益を獲得することを目指す戦略です。投資対象市場の動向によっては、ポートフォリオ内のキャッシュ比率を増減させます。例えば、市場全体が下落トレンドにある場合には、キャッシュ比率を大幅に高めることによって市場全体の下落からポートフォリオを保護する運用を行うケースがあります。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第29条に定めるものに限り。）
- c. 金銭債権
- d. 約束手形(a.に掲げるものに該当するものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- a. 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社(委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨建てのものに限り。)に投資することを指図します。

- 1. 国債証券
- 2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人が発行する債券
 4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 6. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 7. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）または優先出資引受権を表示する証書
 8. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 9. 転換社債の転換および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.～11.の証券または証書の性質を有するもの
 13. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 14. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 15. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 16. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 18. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 20. 外国の者に対する権利で19.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. から5. までの証券ならびに12. および15. の証券または証書のうち1. から5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、9. の証券、12. および15. の証券または証書のうち9. の証券の性質を有するものを以下「株式」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

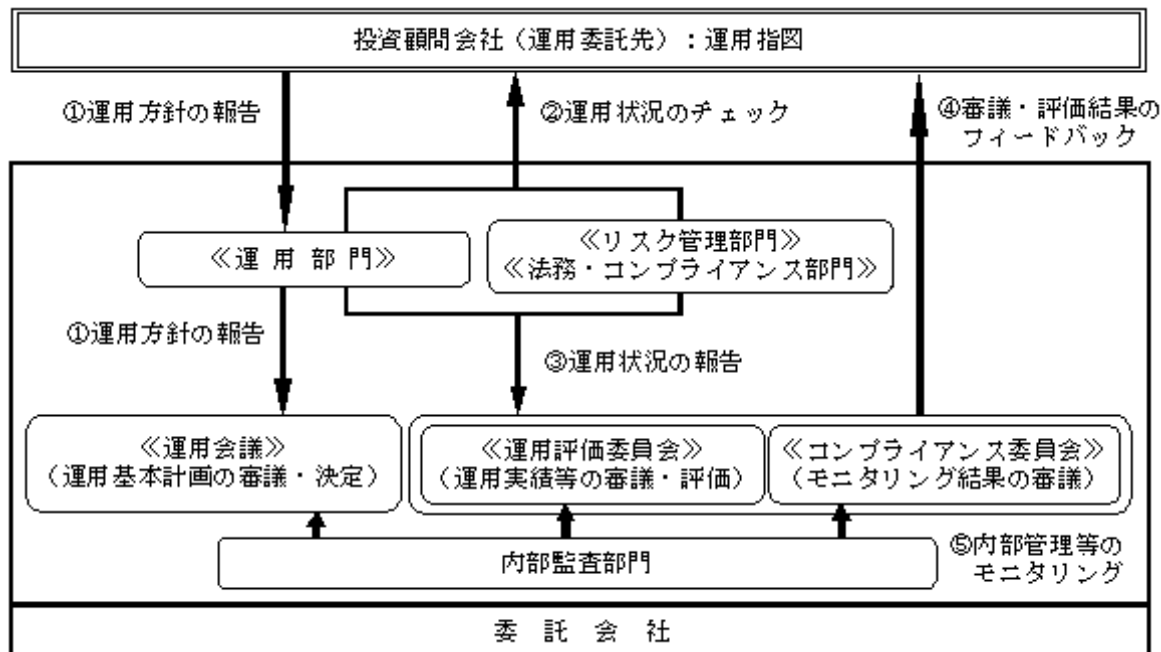
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

① 意思決定プロセス

委託会社は、当ファンドの信託財産の運用に関し、円の余資運用以外の運用の指図に関する権限をフルトン（投資顧問会社）に委託します。

なお、当ファンドにおける円の余資運用については、委託会社がかかる信託財産の運用管理を行います。

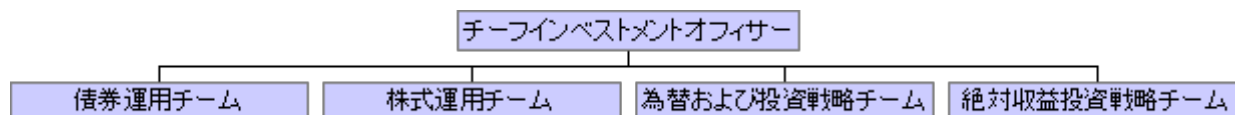


- フルトン（投資顧問会社）は、委託会社の運用部門を通じて、当ファンドの運用方針を「運用会議」（ファンドの運用に関する基本計画の審議・決定を行います。）にて定期的に報告します。
 - 委託会社の運用部門、リスク管理部門および法務・コンプライアンス部門は、投資顧問会社の運用状況についてチェックを行います。
 - 運用部門、リスク管理部門および法務・コンプライアンス部門は、2.の結果を踏まえて「運用評価委員会」および「コンプライアンス委員会」に対して定期的に運用状況の報告を行います。
 - 「運用評価委員会」は投資顧問会社の運用リスク管理状況・運用実績について審議・評価を行い、また「コンプライアンス委員会」は法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした投資顧問会社の運用内容のモニタリング結果を審議し、それらの結果を投資顧問会社に対してフィードバックします。
 - 以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成21年6月末現在5名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。
- ※ なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

【フルトンの運用体制】

委託会社から運用の指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用の指図に関する権限）の委託を受け、信託財産の運用の指図を行うフルトンにより、ユーロ円債への投資が行われます。

フルトンでは、当ファンドの設定および解約の額を確認のうえ、ユーロ円債の組入れ比率が高位に保たれるよう、ユーロ円債の購入または売却を行います。ユーロ円債の購入にあたっては、絶対収益投資戦略チームが、発行体（またはその信用保証体）の格付け等の状況を確認し、チームヘッドの承認のもと投資が行われます。



フルトンの内部管理およびファンドに係る意思決定については、親会社タマセック・ホールディングスの内部監査部門（平成20年12月末現在6名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタ

リングを実施しています。

※ なお、上記の組織の体制等については、変更になることがあります。

② 関係法人に対する管理体制

当ファンドの関係法人である受託会社・投資顧問会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

また投資顧問会社に対しては、運用の外部委託管理に関する社内規程を設け、経営陣・運用担当者との面談を含めた、委託継続にかかる点検（デューデリジェンス）を定期的に行っています。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎計算期末（原則として7月15日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

② 収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
2. 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し、お支払いします。

(5) 【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

① 株式(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限、約款第26条および約款第27条)

1. 委託会社は、株式への投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得するものに限り行うことができるものとします。
2. 委託会社は、同一銘柄の株式への投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる指図をしません。
3. 委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式についてはこの限りではありません。

② 外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限)

外貨建資産への直接投資は行いません。

③ 転換社債等(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限、約款第28条)

委託会社は、同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 先物取引等（約款第29条）

1. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
 - a 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - b 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象③ 1.から4.に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - c コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、1.2.で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - a 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに(2)投資対象③ 1.から4.に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - b 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象③ 1.から4.に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - c コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ1.2.で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑤ 資金の借入れ(約款第36条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b. 法令で定める投資制限

① デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

デリバティブ取引は、あらかじめ定めた合理的な方法により算出した、金融商品市場における相場の変動等により発生し得る危険に対応する額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

② 同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

当ファンドは、主として公社債などの値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。

① 価格変動リスク

当ファンドの主要投資対象であるユーロ円債の価格は、連動対象ファンドの価格に連動して変動する性質を有しています。連動対象ファンドの価格は、連動対象ファンドが組入れを行う各ヘッジファンドの価格の変動を反映して変動します。一般に、連動対象ファンドは複数のヘッジファンドに分散投資を行っていますが、投資を行っているヘッジファンドの価格が下落した場合には、連動対象ファンドの価格も下落することがあります。このような場合、連動対象ファンドの価格の下落を反映し、ユーロ円債の価格も下落するため、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 連動対象ファンドの値動きに連動しないリスク

当ファンドは、主要投資対象とするユーロ円債への投資を通じて、連動対象ファンドの値動きに連動することを目指すため、ユーロ円債の組入れ比率を高位に保ちますが、追加設定、一部解約などへの対応を図るため、ユーロ円債の組入れ比率は100%を下回ります。また、当ファンドの基準価額は、当ファンドの信託報酬、投資を行うユーロ円債における運営にかかる費用および売買執行に要する費用などの影響を受けます。その結果、当ファンドと連動対象ファンドとの値動きの連動性に、乖離が生じる場合があります。

③ 信用リスク

当ファンドは、主要投資対象とするユーロ円債の発行体が債務不履行等に陥った場合、債券の償還価額等が当ファンドに支払われなくなるリスクがあります。このような場合、当ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

また、当ファンドが主要投資対象とするユーロ円債の発行体に債務不履行が生じる可能性が高まったときには、当該ユーロ円債の信用リスクの上昇から価格は大きく下落する可能性があります。このような場合、委託会社もしくはフルトンの判断により、当該ユーロ円債を償還日以前に途中売却することがあります。なお、当ファンドは、組入れユーロ円債を途中売却した場合、他の発行体の発行するユーロ円債に新たに投資し、引き続き連動対象ファンドの値動きに連動することを目指しますが、当ファンドの運用目標に見合うユーロ円債を発行する発行体が見つからない場合や、その時点で信託契約を解約することが受益者のため有利であると認められる場合などには、当ファンドの信託契約を解約（繰上償還）することもあります。その際には、当ファンドが目標とする、連動対象ファンドの値動きに連動した投資成果を達成できな

い可能性があります。

公社債の格付けについて

格付機関名	S&P社	Moody's社	
格付 (信用力) 高い ↑ ↓ 低い	AAA	Aaa	投資適格格付 (投資適格債)
	AA	Aa	
	A	A	
	BBB	Baa	
	BB	Ba	投機的格付 (高利回り債)
	B	B	
	CCC	Caa	
	CC	Ca	
	C	C	
	D		

公社債の格付けとは、公社債の元本、利息の支払いの確実性の度合いを示すもので、格付け機関（スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）社、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）社等）によって格付けがなされています。格付け機関ごとに定めた記号等（AAA、Aaaなど）によって公社債の信用力が表われ、格付けされた債券のうち債務を履行する能力が十分あり、投資するに適するものを投資適格格付けといいます。

AAおよびAaは、最上位格付け（AAA、Aaa）に次ぐ高いカテゴリーの格付けに位置しており、更にAA/AaからCCC/Caaまでのカテゴリー内では相対的強さを表す「+、符号なし、-」、「1、2、3」の記号が付されており、「AA-」および「Aa3」は、最上位格付けから4番目に高い信用力を有する格付けにあり、S&P社の格付けでは、AAのカテゴリーは、「債務を履行する能力は非常に高く、最上位の格付けとの差は小さい。」と定義されています。

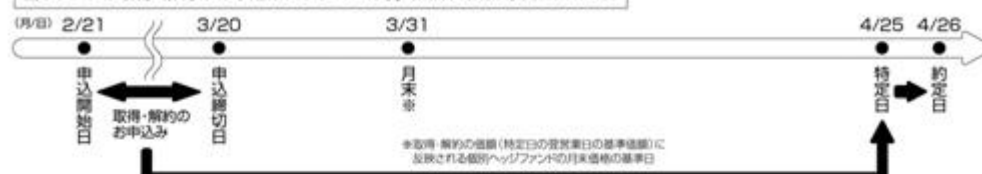
④ その他のリスク

連動対象ファンドが投資対象とする個別ヘッジファンドでは、基準価額の算出に日数を要するファンドや基準価額が毎営業日算出されないファンドが多いことから、当ファンドの基準価額についても、市場における価格変動が直ちに反映されません。

当ファンドでは、取得申込時および解約請求時において、お客様のご注文を毎月20日（休業日の場合は前営業日とし、以下「締切日」といいます。）に締切ってから、基準価額(約定価額)が決定するまで1ヵ月以上要します。これは、当該ご注文に対応する、締切日の属する月の月末の個別ヘッジファンドの基準価額が、原則として翌月の特定日（原則として25日）までに連動対象ファンドを通じてユーロ円債の価格にすべて反映されることから、当該特定日の翌営業日の基準価額を、約定価額として当該取得申込および解約請求に適用するためです。したがって、ご注文を頂いた時点の基準価額と、実際にお客様の取得および解約に適用される基準価額が大きく異なる場合があります。また、解約については、お客様のご注文から解約代金のお支払いまで1ヵ月以上の期間を要する点にもご注意ください。

（ご参考）

当ファンドの取得・解約のお申込みスケジュール例（休業日の影響は考慮していません。）



個別ヘッジファンド

- ヘッジファンドの価格（基準価額）は、月末（最終営業日、以下同じ）時点の価格のみ月1回算出・公表されるのが一般的です。
- 月末価格（基準価額）の算出・公表に要する期日はヘッジファンド毎に異なります。

※左記のイメージ図はヘッジファンドを10ファンド編入した際のイメージであり、実際に編入を行っているファンド数とは異なります。

マネックス フルトン アジア ファンド（連動対象ファンド）

- 連動対象ファンドは、個別ヘッジファンドの月末価格をもとに、同月末を基準とした純資産価額を翌月算出します。
- 連動対象ファンドの純資産価額の算出は、原則逐次で行い、その時点で個別ヘッジファンドの前月末の価格が算出されているものがある場合は、その個別ヘッジファンドについては価格を更新し、純資産価額の概算値を算出します。
- 特定日の前営業日まで、全ての個別ヘッジファンドの前月末の価格が算出・公表され、連動対象ファンドの前月末の確定値としての純資産価額が算出されます。

ユーロ円債

- ユーロ円債の価格は、連動対象ファンドの価格に連動します。

アジア ファンド・オブ・ファンズ連動型投資（当ファンド）

- 当ファンドの取得・解約に適用される基準価額は、前月末の個別ヘッジファンドの月末価格に基づいて算出される連動対象ファンドの純資産価額がユーロ円債の価格に反映されて算出される価額となります。

特定日

月末
算出の基準日
計算期
月末価格算出・公表
月末価格算出・公表
月末価格算出・公表
月末価格算出・公表
特定日
特定日の前営業日まで
純資産価額（確定値）算出

純資産価額算出の基準日
第1週 純資産価額（概算値）算出
第2週 純資産価額（概算値）算出
特定日の前営業日まで
純資産価額（確定値）算出

価格に反映
価格に反映
価格に反映
価格に反映

価格の連動性のイメージ

ユーロ円債の価格は日々公表されますが、連動対象ファンドの価格に連動性が無い場合は、管理費用の影響以外には、原則として価格が変わりません。

基準価額に反映
基準価額に反映
基準価額に反映
基準価額に反映

基準価額の連動性のイメージ

ファンドの基準価額は日々算出・公表されますが、ユーロ円債の価格に連動性が無い場合は、余資運用による成果と信託報酬等の費用の影響以外には、原則としてファンドの基準価額を変動させる要因はありません。（上記は、特定日に基準価額が上昇した場合のイメージであり、基準価額は下落する場合もあります。）

当ファンドでは、取得申請時および解約請求時において、お客様のご注文を毎月20日(休業日の場合は前営業日とし、以下「締切日」といいます)に締切って、お客様の取得・解約に適用される基準価額(約定価額)が決定するまで1ヵ月以上要します。

これは、当該ご注文に対する、締切日の属する6月の月末の個別ヘッジファンドの月末価額が、原則として翌月の特定日(原則として25日)までに運動対象ファンドを通じてユーロ円債の価格にすべて反映されることから、当該特定日の翌営業日の基準価額を、約定価額として当該取得および解約に適用するためです。

したがって、お客様は、当ファンドの取得・解約にあたり、ご注文の申込みが締切られた月の月末時点における個別ヘッジファンドの価額に基づき算出される当ファンドの基準価額によりお申込みいただくことになります。

当ファンドは平成18年9月12日時点で保有する社債券について、平成17年9月26日より平成18年9月12日まで時価評価を過大に行っており、基準価額が実勢価額以上に高く表示されていました。これにより生じた評価差額（信託財産の不足分）については、当ファンドの第1期決算日である平成18年7月18日時点での評価差額191,530,026円を同日付で補填受入額として計上して財務諸表に反映したうえで、平成18年9月13日に委託会社が217,376,774円を信託財産へ入金しています。なお、当該過大評価による影響相当額を排除して再計算した価額については、後掲「5 運用状況（3）運用実績 ① 純資産の推移」をご参照ください。

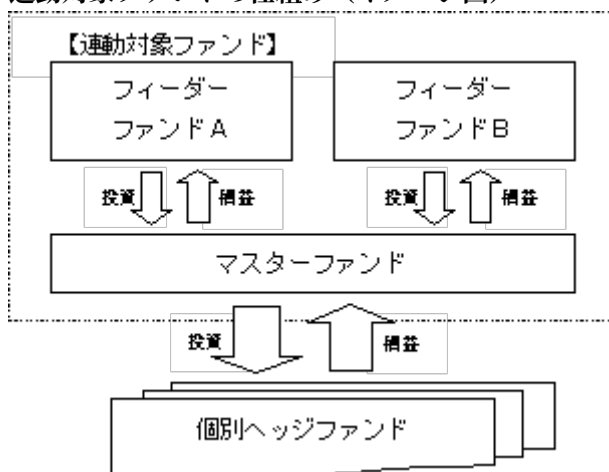
（参考）連動対象ファンドにかかるリスク

連動対象ファンドおよび連動対象ファンドが投資するヘッジファンドが内包するリスクは、当ファンドの基準価額が変動する要因となります。その主なリスクとしては、以下のようなものがあります。

連動対象ファンドにかかるリスク

- ・連動対象ファンドはマスターファンドおよび複数のフィーダーファンドから構成され、複数のフィーダーファンドで受付けた資金をマスターファンドでまとめて効率的に運用します。しかし、他のフィーダーファンドで多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マスターファンドにおける売買ならびに組入れ比率の変化等により、連動対象ファンドの基準価額ならびに当ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

連動対象ファンドの仕組み（イメージ図）



- ・連動対象ファンドは、原則として外貨建資産について為替ヘッジを行います。個別ヘッジファンドが様々な外貨建資産に投資を行っている場合があることなどから、その為替変動リスクを完全に排除することはできません。そのため、為替変動による損失を受けた場合には、当ファンドの基準価額が下落することがあります。

個別ヘッジファンドにかかるリスク

- ・個別ヘッジファンドは、借入れやデリバティブの利用などにより、各ファンドの純資産総額以上の投資を行う場合があります。短期間に多額の損失を被る場合や運営が破綻する場合があります。また、破綻証券やジャンク債、新興市場への投資を行う場合もあり、これらの投資は大きなリスクを伴います。投資先である国の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥り、当該国における資産価値や当該国通貨の価値が下落するリスク（カントリーリスク）も伴います。ヘッジファンドは一般的に市場の価格変動を予想した上で投資を行います。予想とは逆の方向に価格が変動した場合や、価格の変動が予想を上回った場合などには、多額の損失を被る場合があります。このような場合、連動対象ファンドおよびユーロ円債の値下がりを通じて、当ファンドの基準価額も大幅に下落することとなります。

（2）リスク管理体制

運用の指図に関する権限の一部の委託を受けたフルトンが、以下の体制によりリスク管理を行います。

フルトンでは、運用チームが、ユーロ円債の発行体（またはその信用保証体）の格付けおよびその見通しや、ユーロ円債の値動きと連動対象ファンドの値動きとの乖離状況をチェックします。これらの情報は、リスク管理部門においてもチェックされます。

みずほ投信投資顧問においては、フルトンからのコンプライアンス・レポート等により、ファンド全体のリスクに関する情報を管理し、かつリスク管理部門が、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、パフォーマンスの分析・評価を実施します。

また、法務・コンプライアンス部門が、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。

なお、これらのチェックの結果は経営に定期報告されるとともに、必要に応じてフルトンへの注意・勧告

などを行います。

上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

① 申込手数料(受益権1口当たり)は、特定日の翌営業日の基準価額に販売会社が別に定める率（以下「手数料率」といいます。）を乗じて得た金額とし、平成21年9月18日現在における手数料率の上限は2.1%（税抜2%）です。なお、申込手数料には消費税等相当額がかかります。

② 申込手数料については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会 は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号 [※]
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時[平日営業日の場合は午前9時～正午]までとさせていただきます。（以下同じ。）

③ 「分配金再投資コース」における収益分配金は、毎計算期間末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。なお、販売会社によっては「分配金再投資コース」を取り扱っていない場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会 は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.1025%（税抜1.05%）の率を乗じて得た額とします。

その配分については、以下の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
0.420%（税抜0.40%）	0.630%（税抜0.60%）	0.0525%（税抜0.05%）

※ フルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドが受け取る投資顧問報酬の額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.05%の率を乗じて計算される金額とし、当ファンドの信託報酬を支弁する際に委託会社が受ける報酬から支払われます。

② 信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額は、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

① 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財

務諸表の監査に要する費用は、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

- ② 当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 受益者が当ファンドを解約する際には、信託財産留保額（解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.5%）をご負担いただきます。
- ④ 当ファンドで実質的にかかるその他の費用として、ユーロ円債にかかるコストがユーロ円債の発行額に対して年率0.5%以内、連動対象ファンドにかかるコストが運用の基本報酬（信託財産の純資産総額に対して年率0.75%）に加え成功報酬（連動対象ファンドの基準価額がハイウォーターマーク^{※1}を上まわった場合の当該超過収益の15%）、組入れヘッジファンドについて基本報酬（信託財産の純資産総額に対して一般的^{※2}に年率1%から2%程度）に加え成功報酬（一般的^{※2}に個別ファンドの基準価額がハイウォーターマークを上まわった場合の当該超過収益の10%から20%程度）、および各ファンドにおける運用維持報酬等がかかります。なお、これらのコストは、当ファンドが投資するユーロ円債の価格に反映されます。

※1 ハイウォーターマークは一般的に成功報酬を徴収した際に、当該成功報酬控除後の基準価額に更新されます。

※2 上記の組入れファンドの報酬例は一般的な例として記載したものであり、連動対象ファンドが組入れられるヘッジファンドの報酬が、すべて上記の例に当てはまるわけではありません。したがって、組入れられるヘッジファンドの報酬（合計額等を含みます。）については、あらかじめ表示することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

① 個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率[※]による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。

なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税も選択できます。一部解約時および償還時ならびに買取請求による換金時の差益（解約の価額および償還価額ならびに買取の価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、10%（所得税7%および地方税3%）の税率[※]による申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

※ 平成24年1月1日以降は、上記の10%の税率は、20%（所得税15%および地方税5%）になります。

一部解約時および償還時ならびに買取請求による換金時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など。以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%、地方税は課せられません。）の税率[※]による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用できません。

※ 平成24年1月1日以降は、上記の7%の税率は、15%（所得税15%、地方税は課せられません。）になります。

買取請求による換金時の差益（買取の価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡益として、全額が法人税の課税対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 個別元本について

1. 追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含みません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3. ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
4. 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、下記「③ 収益分配時における課税上の取扱いについて」を参照ください。)

③ 収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、「普通分配金」と「特別分配金」は、以下のようになります。

1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。
- なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※ 税法が改正された場合等には、上記「課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

※ 買取請求制による換金の詳細については、販売会社にお問い合わせください。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成21年7月31日現在）

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	社債券	オランダ	6,606,579,100	97.77
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	150,517,103	2.22
合 計（純資産総額）		—	6,757,096,203	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。（以下同じ。）

（注2）小数点第3位切捨て。端数調整は行っておりません。（以下同じ。）

（注3）上記の国名は当該資産の発行体の国籍を示します。なお、上記日付において保有する資産は全て本邦通貨建て資産です。（以下同じ。）

(2) 【投資資産】（平成21年7月31日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄名	種類	国／地域	利率(%)	償還期限	通貨	数量 (券面総額)	帳簿価額 単 価 (円)	帳簿価額 金 額 (円)	評価額 単 価 (円)	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
1	BNP Paribas Arbitrage 20101013	社債券	オランダ	0.0	2010年 10月13 日	日本 円	1,325,000,000	100.90	1,336,925,000	100.72	1,334,540,000	19.75
2	BNP Paribas Arbitrage 20110114	社債券	オランダ	0.0	2011年 1月14日	日本 円	1,310,000,000	98.45	1,289,695,000	98.27	1,287,337,000	19.05
3	BNP Paribas Arbitrage 20110210	社債券	オランダ	0.0	2011年 2月10日	日本 円	1,115,000,000	96.46	1,075,529,000	96.29	1,073,633,500	15.88
4	BNP Paribas Arbitrage 20101213	社債券	オランダ	0.0	2010年 12月13 日	日本 円	852,000,000	99.62	848,762,400	99.44	847,228,800	12.53
5	BNP Paribas Arbitrage 20101115	社債券	オランダ	0.0	2010年 11月15 日	日本 円	504,000,000	99.50	501,480,000	99.32	500,572,800	7.40
6	BNP Paribas Arbitrage 20110315	社債券	オランダ	0.0	2011年 3月15日	日本 円	350,000,000	95.40	333,900,000	95.23	333,305,000	4.93
7	BNP Paribas Arbitrage 20110412	社債券	オランダ	0.0	2011年 4月12日	日本 円	300,000,000	96.70	290,100,000	96.52	289,560,000	4.28
8	BNP Paribas Arbitrage 20110712	社債券	オランダ	0.0	2011年 7月12日	日本 円	260,000,000	96.99	252,174,000	96.81	251,706,000	3.72
9	BNP Paribas Arbitrage 20110810	社債券	オランダ	0.0	2011年 8月10日	日本 円	250,000,000	98.01	245,025,000	97.83	244,575,000	3.61
10	BNP Paribas Arbitrage 20110610	社債券	オランダ	0.0	2011年 6月10日	日本 円	250,000,000	94.28	235,700,000	94.11	235,275,000	3.48
11	BNP Paribas Arbitrage 20110517	社債券	オランダ	0.0	2011年 5月17日	日本 円	220,000,000	95.10	209,220,000	94.93	208,846,000	3.09

投資有価証券の種類別投資比率

国内／外国	種類	投資比率(%)
外国	社債券	97.77

合 計	97.77
-----	-------

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】※

平成21年7月31日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
1期	平成18年7月18日	10,744 (10,552)	10,744 (10,552)	1.0385 (1.0199)	1.0385 (1.0199)
2期	平成19年7月17日	10,100	10,100	1.1285	1.1285
3期	平成20年7月15日	8,420	8,420	1.0638	1.0638
4期	平成21年7月15日	6,780	6,780	0.9941	0.9941
	平成20年7月末日	8,314	—	1.0603	—
	平成20年8月末日	8,148	—	1.0505	—
	平成20年9月末日	7,939	—	1.0365	—
	平成20年10月末日	7,469	—	1.0036	—
	平成20年11月末日	6,798	—	0.9562	—
	平成20年12月末日	6,674	—	0.9566	—
	平成21年1月末日	6,755	—	0.9740	—
	平成21年2月末日	6,730	—	0.9733	—
	平成21年3月末日	6,603	—	0.9588	—
	平成21年4月末日	6,572	—	0.9574	—
	平成21年5月末日	6,591	—	0.9644	—
	平成21年6月末日	6,765	—	0.9918	—
	平成21年7月31日	6,757	—	0.9924	—

（注）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

② 【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
1期	0.0000
2期	0.0000
3期	0.0000
4期	0.0000

③ 【収益率の推移】※

期	収益率（％）
1期	3.85（1.99）
2期	8.67
3期	△5.73
4期	△6.55

（注１）収益率は期間騰落率。

（注２）小数点第３位四捨五入。

[注（※）]

上記の純資産（純資産総額および１口当たり純資産額）および収益率の数値は、組入資産（社債券）について、平成17年9月26日より平成18年9月12日まで時価評価を過大に行っていた影響を受けています。評価差額（信託財産の不足分）については、平成18年9月13日に委託会社が217,376,774円を信託財産に入金し、純資産総額および１口当たり純資産額の推移を維持する対応を行いました。カッコ内の数値は、当該過大評価の影響相当額を排除して計算したものです。なお、2期の収益率については、当該評価差額のうち1期末時点での評価差額（191,530,026円）を1期末において補填受入額として信託財産に計上し、算出した１口当たり純資産額との比較によるものです。

詳しくは、前掲「３．投資リスク ④その他のリスク」をご参照ください。

第二部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

平成17年7月6日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
平成19年1月4日 投資信託振替制度へ移行

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドのお申込みの受付は、毎月25日（当該日が休業日の場合は翌日以降の最初の営業日とします。以下同じ。以下「特定日」といいます。）を取得申込受付日として、当該特定日の属する月の前々月の21日（休業日の場合は翌日以降の最初の営業日とします。）から当該特定日の属する月の前月の20日（休業日の場合は直前の営業日とします。）までの期間に取得申込みできます。また、委託会社および販売会社の営業日の午後3時（金融商品取引所（証券取引所）が半日取引日の場合は午前11時）までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。
- (2) 前記(1)における取得のお申込みは、後記(9)に規定する場合を除き撤回できないものとします。
- (3) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。
- (4) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号※
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時[半日営業日の場合は午前9時～正午]までとさせていただきます。（以下同じ。）

- (5) 申込単位は、販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位とします。申込単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

- (6) 取得申込みにかかる受益権の価額は、特定日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (7) 販売会社において金額買付け（申込単位が金額にて表示されている場合）によるお申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は、お申込代金の中から差し引かれます。
- (8) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (9) 取得申込者の取得申込金額および申込総額が多額な場合、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、

およびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

2 【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、各月の特定日を解約請求受付日として、当該特定日の属する月の前々月の21日（休業日の場合は翌日以降の最初の営業日とします。）から当該特定日の属する月の前月の20日（休業日の場合は直前の営業日とします。）までの期間において、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1万口単位または1口単位をもって解約を請求することができます。

※ 解約単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。

販売会社によっては解約単位を別に設定する場合があります。

- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとします。
- (3) 解約請求の受付けについては、委託会社および販売会社の営業日の午後3時（金融商品取引所（証券取引所）が半日取引日の場合は午前11時）までに、解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。
- (4) 解約の価額は、特定日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額[※]として控除した価額（「解約価額」といいます。）とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

※ 「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金される受益者が負担する金額で、信託財産に組入れられます。

照会先の名称	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	0120-324-431

- (5) 解約代金は、受益者の解約請求受付日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約等、解約請求には制限を設ける場合があります。
- (7) 委託会社は、当ファンドの信託財産の純資産総額に対し一定率を超える解約の申出があった場合もしくは一定率を超える可能性があるると判断される場合など一部解約の請求金額が多額な場合、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。なお、販売会社の判断により、解約の中止および取り消しを行う場合があります。

この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の特定日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

(8) 受益権の買取（特別買取請求）

1. 販売会社は、次の事由により受益者（受益者死亡の場合はその相続人、また破産の場合はその破産管財人）から受益権の買取りの請求があるときは、その受益権を買取ります。この場合において販売会社は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示を求めることができます。なお、販売会社が受益権の買取り請求の事務処理を行う日をもって、受益権の買取り請求の受付日とします。受益者が受益権の買取りを請求するときは、振替受益権をもって行うものとします。

イ. 受益者が死亡したとき。

ロ. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき。

ハ. 受益者が破産宣告を受けたとき。

二. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき。

ホ. その他イ.～二. に準ずる事由があるものとして販売会社が認めるとき。

2. 前記1. の場合、受益権の買取価額は、当該受益権の買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た信託財産留保額に相当する金額を控除した価額から、原則として

当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3. 販売会社は、受益権の買取り請求の金額が多額な場合、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の買取りを中止すること、およびすでに受付けた受益権の買取り請求の受付けを取り消すことができます。この場合、受益者は買取中止以前に行った当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして、前記2.の規定に準じて計算された価額とします。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象資産の時価評価方法の原則＞

公 社 債 等 ： 計算日[※]における金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。）

※ 外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

- ② 当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。）に計算され、翌日の日本経済新聞（当該新聞上では「オープン基準価格」面の委託会社名「みずほ」欄において、「アジアF」の略称にて記載されています。）に掲載されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成17年7月6日から無期限とします。

(4) 【計算期間】

原則として毎年7月16日から翌年7月15日までとします。ただし、第1計算期間は平成17年7月6日から平成18年7月15日までとします。

上記の規定にかかわらず、計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

- ① 信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1. 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなる場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
2. 委託会社は、信託期間中にマネックス フルトン アジア ファンドが償還する場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
3. 委託会社は、前記1. および2. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
4. 前記3. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
5. 前記4. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記の信託契約の解約をしません。
6. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
7. 前記4. から6. までの規定は、前記2. の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合ならびに信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記4. の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
8. 前記1. に定める信託契約の解約を行う場合において、前記4. の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
9. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
10. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
11. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
4. 前記3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記2. に定める変更を行う場合において、前記3. の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
7. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にした

がいます。

③ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

④ 関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 委託会社と投資顧問会社との間の外部委託契約の契約期間は、当ファンドの信託契約と同一です。ただし、外部委託契約のいずれの当事者も、90日前の通知をもって当該契約を解約できます。なお、当該契約は日本法を準拠法とします。
2. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則2年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
3. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「② 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑥ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦ 運用報告書

委託会社は、計算期間の終了毎に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。「運用報告書」は、予め受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

2 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。なお、「分配金再投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は償還金を信託約款の規定および本書の記載にしたがって持ち分に応じて償還金を請求することができます。ただし、受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取

得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者（とします。）に支払われます。償還金の支払いは、原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに販売会社において開始されます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4 【ファンドの経理状況】

- （１）当ファンドの財務諸表は、第３期計算期間(平成19年7月18日から平成20年7月15日まで)及び、第４期計算期間(平成20年7月16日から平成21年7月15日まで)について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号（以下「財務諸表等規則」という。）)ならびに同規則第2条の2により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号（以下「投資信託財産計算規則」という。）)に基づいて作成しております。

財務諸表等規則は平成20年8月7日付内閣府令第50号により、投資信託財産計算規則は平成21年6月24日付内閣府令第35号によりそれぞれ改正されておりますが、第３期計算期間(平成19年7月18日から平成20年7月15日まで)及び、第４期計算期間(平成20年7月16日から平成21年7月15日まで)は、内閣府令第50号附則第2条第1項第1号及び内閣府令第35号附則第16条第2項により改正前の財務諸表等規則及び投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第３期計算期間(平成19年7月18日から平成20年7月15日まで)及び、第４期計算期間(平成20年7月16日から平成21年7月15日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

アジア ファンド・オブ・ファンズ連動型投信

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 (平成20年 7 月15日現在)	第4期 (平成21年 7 月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	70,082,919	199,066,654
社債券	8,399,745,900	6,618,510,400
未収利息	416	654
流動資産合計	8,469,829,235	6,817,577,708
資産合計	8,469,829,235	6,817,577,708
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	2,332,680	1,739,238
未払委託者報酬	46,653,585	34,784,656
その他未払費用	139,897	104,290
流動負債合計	49,126,162	36,628,184
負債合計	49,126,162	36,628,184
純資産の部		
元本等		
元本	7,915,316,425	6,821,105,355
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	505,386,648	△40,155,831
元本等合計	8,420,703,073	6,780,949,524
純資産合計	8,420,703,073	6,780,949,524
負債純資産合計	8,469,829,235	6,817,577,708

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期 (自 平成19年 7 月18日 至 平成20年 7 月15日)	第4期 (自 平成20年 7 月16日 至 平成21年 7 月15日)
営業収益		
受取利息	981,382	458,555
有価証券売買等損益	△446,331,300	△489,270,100
その他収益	5,404,503	4,945,577
営業収益合計	△439,945,415	△483,865,968
営業費用		
受託者報酬	4,957,974	3,756,324
委託者報酬	99,159,479	75,126,353
その他費用	721,319	533,270
営業費用合計	104,838,772	79,415,947
営業利益又は営業損失（△）	△544,784,187	△563,281,915
経常利益又は経常損失（△）	△544,784,187	△563,281,915
当期純利益又は当期純損失（△）	△544,784,187	△563,281,915
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△25,529,021	△83,683,315
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,150,006,836	505,386,648
剰余金増加額又は欠損金減少額	52,618,558	779,052
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	52,618,558	779,052
剰余金減少額又は欠損金増加額	177,983,580	66,722,931
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	177,983,580	66,722,931
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	505,386,648	△40,155,831

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 3 期 (自 平成19年7月18日 至 平成20年7月15日)	第 4 期 (自 平成20年7月16日 至 平成21年7月15日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法により時価に基づいて評価しております。	社債券 同左
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左

(貸借対照表に関する注記)

項 目	期別	第 3 期 (平成20年7月15日現在)	第 4 期 (平成21年7月15日現在)
1 計算期間末日の受益権総口数		7,915,316,425口	6,821,105,355口
2 元本の欠損金額		-----	純資産額は元本を40,155,831円下回っております。
3 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額)		1.0638 円 (10,638 円)	0.9941 円 (9,941 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 3 期 (自 平成19年7月18日 至 平成20年7月15日)	第 4 期 (自 平成20年7月16日 至 平成21年7月15日)
(単位:円)	(単位:円)
1 信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 4,726,368	1 信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 3,575,206
2 分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(56,500,587円)、分配準備積立金(814,210,458円)より、分配対象収益は870,711,045円(1万口当たり1,100円)ですが、当期の収益分配金につきましては、基準価額の水準等を勘案し、見送りとなりました。	2 分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(51,421,006円)、分配準備積立金(703,893,751円)より、分配対象収益は755,314,757円(1万口当たり1,107円)ですが、当期の収益分配金につきましては、基準価額の水準等を勘案し、見送りとなりました。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	期別	第 3 期 (平成20年7月15日現在)	第 4 期 (平成21年7月15日現在)
1 期首元本額		8,950,334,336 円	7,915,316,425 円
期中追加設定元本額		401,239,164 円	29,157,039 円
期中一部解約元本額		1,436,257,075 円	1,123,368,109 円

有価証券関係

売買目的有価証券

第 3 期（自 平成19年7月18日 至 平成20年7月15日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
社債券	8,399,745,900	△441,632,800
合計	8,399,745,900	△441,632,800

第 4 期（自 平成20年7月16日 至 平成21年7月15日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
社債券	6,618,510,400	△399,586,700
合計	6,618,510,400	△399,586,700

デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

有価証券明細表

アジア ファンド・オブ・ファンズ連動型投信

（平成21年7月15日現在）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券					
	日本・円	BNP Paribas Arbitrage Issuance B.V. (2010年10月13日償還)	1,325,000,000	1,336,925,000	
		BNP Paribas Arbitrage Issuance B.V. (2010年11月15日償還)	504,000,000	501,480,000	

		BNP Paribas Arbitrage Issuance B.V. (2010年12月13日償還)	852,000,000	848,762,400	
		BNP Paribas Arbitrage Issuance B.V. (2011年1月14日償還)	1,310,000,000	1,289,695,000	
		BNP Paribas Arbitrage Issuance B.V. (2011年2月10日償還)	1,115,000,000	1,075,529,000	
		BNP Paribas Arbitrage Issuance B.V. (2011年3月15日償還)	350,000,000	333,900,000	
		BNP Paribas Arbitrage Issuance B.V. (2011年4月12日償還)	300,000,000	290,100,000	
		BNP Paribas Arbitrage Issuance B.V. (2011年5月17日償還)	220,000,000	209,220,000	
		BNP Paribas Arbitrage Issuance B.V. (2011年6月10日償還)	250,000,000	235,700,000	
		BNP Paribas Arbitrage Issuance B.V. (2011年7月12日償還)	260,000,000	252,174,000	
		BNP Paribas Arbitrage Issuance B.V. (2011年8月10日償還)	250,000,000	245,025,000	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	6,736,000,000 11 97.6%	6,618,510,400 100.0%	
社債券 合計				6,618,510,400	
合計				6,618,510,400	

（注1）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２ 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成21年7月31日現在）

I 資産総額（円）	6,775,043,917
II 負債総額（円）	17,947,714
III 純資産総額（I－II）（円）	6,757,096,203
IV 発行済口数（口）	6,808,625,229
V 1口当たり純資産額（III／IV）（円）	0.9924

第５ 【設定及び解約の実績】

下記決算期中の設定及び解約の実績及び当該決算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
1期	10,800,420,336	453,843,130	10,346,577,206
2期	888,489,534	2,284,732,404	8,950,334,336
3期	401,239,164	1,436,257,075	7,915,316,425
4期	29,157,039	1,123,368,109	6,821,105,355

（注）第１期の設定口数には当初自己設定の口数を含みます。

第三部 【特別情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成21年8月31日現在	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

(2) 会社の機構(平成21年8月31日現在)

① 会社の組織図

a 運用の基本計画決定に関する会議

40/64

する基本計画を決定します。

b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

リスク管理グループ長を委員長として月次で開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、法務・コンプライアンスグループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

2 運用の流れ

a ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

b ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

c 売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者であるみずほ投信投資顧問株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投信委託会社として、投資信託の設定および運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成21年7月31日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	16	306,992,747,764
追加型株式投資信託	186	1,413,260,470,976
追加型金銭信託受益権投資信託	12	20,289,358,141
単位型株式投資信託	66	210,363,760,708
合計	280	1,950,906,337,589

3 【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

- 2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については新日本監査法人により監査を受け、また、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

(1) 【貸借対照表】

		(単位： 千円)	
		前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金	625		330
預金	7,065,880		12,944,930
有価証券	11,992,744		699,650
前払費用	105,790		95,060
未収入金	5,454		107,717
未収委託者報酬	2,310,464		1,541,471
未収運用受託報酬	491,894		463,544
繰延税金資産	221,401		170,033
その他流動資産	153,475		168,518
貸倒引当金	△ 1,401		△ 1,002
流動資産合計	22,346,330		16,190,255
固定資産			
有形固定資産			
建物（純額）	299,699		262,456
工具、器具及び備品（純額）	202,763		168,704
リース資産（純額）	-		17,252
有形固定資産合計	※ 1 502,463		※ 1 448,414
無形固定資産			
電話加入権	12,747		12,747
ソフトウェア	20,840		9,688
その他無形固定資産	477		404
無形固定資産合計	※ 1 34,064		※ 1 22,840
投資その他の資産			
投資有価証券	※ 2 2,649,681		7,337,632
長期差入保証金	578,457		577,850
会員権	19,500		19,500

繰延税金資産	117,433	241,963
その他	4,200	12,646
投資その他の資産合計	3,369,271	8,189,593
固定資産合計	3,905,799	8,660,848
資産合計	26,252,129	24,851,103
負債の部		
流動負債		
預り金	25,271	310,663
リース債務	-	8,154
未払金		
未払収益分配金	2,498	1,211
未払償還金	82,809	59,604
未払手数料	1,000,605	653,229
その他未払金	25,942	18,206
未払金合計	1,111,857	732,252
未払費用	1,294,253	975,985
未払法人税等	622,172	416
未払消費税等	136,087	-
賞与引当金	330,000	357,300
流動負債合計	3,519,641	2,384,772
固定負債		
リース債務	-	22,465
長期未払金	14,667	7,965
退職給付引当金	78,809	-
役員退職慰労引当金	71,728	86,774
その他固定負債	-	5,355
固定負債合計	165,204	122,560
負債合計	3,684,845	2,507,332
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	104,600	104,600
退職慰労積立金	100,000	100,000
別途積立金	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金	5,677,723	5,550,806
利益剰余金合計	15,810,907	15,683,990
株主資本合計	22,572,982	22,446,065
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 5,698	△ 102,294
評価・換算差額等合計	△ 5,698	△ 102,294

純資産合計	22,567,284	22,343,771
負債純資産合計	26,252,129	24,851,103

(2) 【損益計算書】

(単位： 千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	19,457,777	16,239,947
運用受託報酬	2,416,074	2,382,150
その他営業収益	990	-
営業収益合計	21,874,842	18,622,097
営業費用		
支払手数料	8,694,634	7,324,723
広告宣伝費	506,498	403,189
公告費	4,648	333
調査費		
調査費	674,590	752,457
委託調査費	4,020,211	3,325,622
図書費	7,947	11,105
調査費合計	4,702,750	4,089,185
委託計算費	238,758	175,717
営業雑経費		
通信費	70,397	66,046
印刷費	241,701	258,312
協会費	15,284	18,680
諸会費	3,122	2,786
その他	71,874	87,262
営業雑経費合計	402,381	433,087
営業費用合計	14,549,671	12,426,237
一般管理費		
給料		
役員報酬	117,432	138,599
給料手当	1,887,640	2,232,878
賞与	324,158	363,519
給料合計	2,329,231	2,734,996
交際費	775	1,351
旅費交通費	114,064	111,430
租税公課	99,402	53,660
不動産賃借料	471,669	512,167
退職給付費用	108,459	119,728
福利厚生費	297,547	361,478
貸倒引当金繰入	383	-
賞与引当金繰入	300,575	357,300
役員退職慰労引当金繰入	32,114	21,351
固定資産減価償却費	115,621	126,603
諸経費	417,678	422,564
一般管理費合計	4,287,523	4,822,632

営業利益	3,037,647	1,373,227
営業外収益		
受取配当金	20,969	16,524
有価証券利息	43,685	49,988
受取利息	18,805	20,577
有価証券償還益	601,092	-
時効到来償還金等	77,733	17,667
雑収入	31,780	8,325
営業外収益合計	794,067	113,083
営業外費用		
時効到来償還金等払戻損	2,632	48,628
有価証券解約損	20,510	6,915
ヘッジ会計に係る損失	-	9,357
雑損失	4,527	12,493
営業外費用合計	27,670	77,395
経常利益	3,804,044	1,408,915
特別利益		
投資有価証券売却益	-	3,436
特別利益合計	-	3,436
特別損失		
減損損失	※1 80,910	-
合併関連費用	836,999	-
ゴルフ会員権評価損	4,000	-
システム統合費用	-	201,974
リース会計基準適用に伴う影響額	-	14,726
保養所処分損	-	3,353
投資有価証券評価損	-	529
特別損失合計	921,909	220,583
税引前当期純利益	2,882,134	1,191,768
法人税、住民税及び事業税	1,171,403	466,036
法人税等調整額	△ 10,164	△ 6,892
法人税等合計	1,161,239	459,144
当期純利益	1,720,894	732,624

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位： 千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,045,600	2,045,600
当期末残高	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	2,266,400	2,266,400
当期末残高	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金		
前期末残高	-	2,450,074

当期変動額		
合併による増加	2,450,074	-
当期変動額合計	2,450,074	-
当期末残高	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計		
前期末残高	2,266,400	4,716,474
当期変動額		
合併による増加	2,450,074	-
当期変動額合計	2,450,074	-
当期末残高	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	128,584	128,584
当期末残高	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
前期末残高	104,600	104,600
当期末残高	104,600	104,600
退職慰労積立金		
前期末残高	100,000	100,000
当期末残高	100,000	100,000
別途積立金		
前期末残高	9,800,000	9,800,000
当期末残高	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	4,463,878	5,677,723
当期変動額		
剰余金の配当	△507,049	△859,541
当期純利益	1,720,894	732,624
当期変動額合計	1,213,845	△126,917
当期末残高	5,677,723	5,550,806
利益剰余金合計		
前期末残高	14,597,062	15,810,907
当期変動額		
剰余金の配当	△507,049	△859,541
当期純利益	1,720,894	732,624
当期変動額合計	1,213,845	△126,917
当期末残高	15,810,907	15,683,990
自己株式		
前期末残高	△720,201	-
当期変動額		
自己株式の処分	720,201	-
当期変動額合計	720,201	-
当期末残高	-	-
株主資本合計		
前期末残高	18,188,861	22,572,982
当期変動額		
合併による増加	2,450,074	-
剰余金の配当	△507,049	△859,541
当期純利益	1,720,894	732,624
自己株式の処分	720,201	-

当期変動額合計	4,384,121	△126,917
当期末残高	22,572,982	22,446,065
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	440,940	△5,698
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△446,639	△96,595
当期変動額合計	△446,639	△96,595
当期末残高	△5,698	△102,294
評価・換算差額等合計		
前期末残高	440,940	△5,698
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△446,639	△96,595
当期変動額合計	△446,639	△96,595
当期末残高	△5,698	△102,294
純資産合計		
前期末残高	18,629,801	22,567,284
当期変動額		
合併による増加	2,450,074	-
剰余金の配当	△507,049	△859,541
当期純利益	1,720,894	732,624
自己株式の処分	720,201	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△446,639	△96,595
当期変動額合計	3,937,482	△223,512
当期末残高	22,567,284	22,343,771

重要な会計方針

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法	1 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法…時価法	2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法 同左
3 固定資産の減価償却方法	3 固定資産の減価償却方法

有形固定資産…定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法（会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、当期より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ15,467千円減少しております。 （追加情報） 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%相当額に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ558千円減少しております。 （2）無形固定資産…定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法 -----	（1）有形固定資産（リース資産を除く）…定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法 （2）無形固定資産 同左 （3）リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法
--	--

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
4 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	4 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金（前払年金費用） 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左
5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 同左
6 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	-----

7 ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…株価指数先物取引 ヘッジ対象…有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております	6 ヘッジ会計の方針 同左
8 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	7 消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
-----	（リース取引に関する会計基準の適用） 「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号）が平成20年4月1日以降開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これにより、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、前事業年度末までに開始した取引を含め、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、当該取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とする定率法を採用しております。なお、この変更による前事業年度末までの税引前当期純利益にかかる累積的影響額は、特別損失として処理しております。 これにより、従来の方法に比べ、固定資産は17,252千円、流動負債は8,154千円、固定負債は22,465千円増加し、営業利益は1,390千円増加し、経常利益は66千円、税引前当期純利益は14,793千円減少しております。

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
（貸借対照表及び損益計算書） 当事業年度より、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき、「未収投資顧問料」を「未収運用受託報酬」、「投資顧問料」を「運用受託報酬」、「法人税等」を「法人税、住民税及び事業税」に変更いたしました。 また、「有価証券解約損」は前事業年度まで、営業外費用の「雑損失」に含めて記載しておりましたが、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しました。 なお、前事業年度における「有価証券解約損」の金額は0千円であります。	-----

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
※1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額 建物 32,488千円 工具、器具及び備品 271,535千円 ソフトウェア 65,787千円 その他無形固定資産 368千円	※1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額 建物 69,730千円 工具、器具及び備品 287,344千円 リース資産 44,652千円 ソフトウェア 54,108千円 その他無形固定資産 441千円
※2 担保に提供している資産 投資有価証券25,072千円につきましては、投資顧問業登録及び認可に係る営業保証金の供託として差し入れております。	-----

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)										
※1 減損損失 (経緯) 平成20年3月3日開催の取締役会において、売却の意思決定がされた資産につき、減損損失を認識いたしました。 (減損損失の金額) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>金額（千円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td><td>67,501</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>12,958</td></tr> <tr> <td>売却経費</td><td>450</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>80,910</td></tr> </tbody> </table> なお、減損損失を計上した各資産の回収可能額は、資産毎の正味売却価額により算定しております。 また、当該減損損失は、特別損失に計上しております。	種類	金額（千円）	建物	67,501	器具備品	12,958	売却経費	450	合計	80,910	-----
種類	金額（千円）										
建物	67,501										
器具備品	12,958										
売却経費	450										
合計	80,910										

(株主資本等変動計算書の注記)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	839,200	212,870	-	1,052,070

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

合併に伴う新株式の発行による増加 212,870株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	26,620	-	26,620	-

(変動事由の概要)

減少数の内訳は、次の通りであります。

合併に伴う自己株式の処分による減少 26,620株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成19年6月15日の第4回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

1) 配当金の総額	507,049,920円
2) 1株当たり配当額	624円
3) 基準日	平成19年3月31日
4) 効力発生日	平成19年6月18日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年6月17日の第4回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

1) 配当金の総額	859,541,190円
2) 配当の原資	利益剰余金
3) 1株当たり配当額	817円
4) 基準日	平成20年3月31日
5) 効力発生日	平成20年6月18日

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,052,070	-	-	1,052,070

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成20年6月17日の第4回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

1) 配当金の総額	859,541,190円
2) 1株当たり配当額	817円
3) 基準日	平成20年3月31日
4) 効力発生日	平成20年6月18日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年6月16日の第4回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

1) 配当金の総額	366,120,360円
2) 配当の原資	利益剰余金
3) 1株当たり配当額	348円
4) 基準日	平成21年3月31日
5) 効力発生日	平成21年6月17日

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)				当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引				1. ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引	
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				① リース資産の内容 有形固定資産 主として、事務用機器及び車両運搬具であります。	
	工具、器具 及び備品 (千円)	車両及び 運搬具 (千円)	合計 (千円)	② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。	
取得価額相当額	55,599	11,885	67,484		
減価償却累計額 相当額	21,250	3,921	25,172		
期末残高相当額	34,348	7,963	42,312		

② 未経過リース料期末残高相当額	
1年以内	11,412千円
1年超	33,413千円
合計	44,825千円
③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	12,097千円
減価償却費相当額	10,797千円
支払利息相当額	1,625千円
④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	
減価償却費相当額の算定方法	
…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
利息相当額の算定方法	
…リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	

(有価証券関係)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	前事業年度 (平成20年3月31日)			当事業年度 (平成21年3月31日)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの						
① 株式	14,345	19,169	4,824	14,345	17,537	3,192
② 債券	3,499,629	3,499,744	115	25,046	25,112	66
③ 証券投資信託	999,300	1,059,940	60,639	2,714,944	2,770,741	55,796
小計	4,513,275	4,578,854	65,579	2,754,335	2,813,391	59,055
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの						
① 株式	63,670	52,065	△ 11,605	63,670	36,935	△ 26,735
② 債券	7,018,427	7,018,072	△ 354	699,654	699,650	△ 4
③ 証券投資信託	1,045,581	982,354	△ 63,226	4,198,602	3,993,813	△ 204,789
小計	8,127,679	8,052,492	△ 75,186	4,961,927	4,730,398	△ 231,529
合計	12,640,954	12,631,346	△ 9,607	7,716,263	7,543,789	△ 172,473

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
売却額 (千円)	113,315	21,022
売却益の合計額 (千円)	—	3,436

売却損の合計額（千円）	—	—
-------------	---	---

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)中に解約・償還したその他有価証券は以下のとおりであります。

解約・償還額	2,807,380千円
解約・償還益	616,142千円
解約・償還損	20,768千円

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)中に解約・償還したその他有価証券は以下のとおりであります。

解約・償還額	273,772千円
解約・償還益	1,293千円
解約・償還損	6,915千円

3 時価評価されていない有価証券

内容	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
	貸借対照表計上額(千円)	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	511,079	493,493
国内CD	1,500,000	—

4 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

区分	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
① 債券				
国債	10,492,744	25,072	—	—
② 証券投資信託	—	—	—	—
③ 国内CD	1,500,000	—	—	—
合計	11,992,744	25,072	—	—

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

区分	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
① 債券				
国債	699,650	25,112	—	—
合計	699,650	25,112	—	—

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
--	--

1 取引の内容 利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。 2 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、将来の市場の変動によるリスク低減を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。 3 取引の利用目的 デリバティブ取引は、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、当該取引についてヘッジ会計を行っております。 ① ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…株価指数先物取引 ヘッジ対象…有価証券 ③ ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるため、対象有価証券の時価総額の範囲内でヘッジを行っております。 ④ ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。 4 取引に係るリスクの内容 株価指数先物取引は、市場変動によるリスクを有しております。 5 取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引については社内ルールに従い、取締役会の承認のもとに管理部が管理を行い、トレーディング部が取引を執行しております。 また、所定の期間毎に取引状況について取締役会へ報告を行っております。	1 取引の内容 同左 2 取引に対する取組方針 同左 3 取引の利用目的 同左 4 取引に係るリスクの内容 同左 5 取引に係るリスクの管理体制 同左
--	--

2 取引の時価等に関する事項

前事業年度(平成20年3月31日)

ヘッジ会計を適用しているものは開示の対象から除いており、該当事項はありません。

当事業年度(平成21年3月31日)

ヘッジ会計を適用しているものは開示の対象から除いており、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務	(注1)	510,895千円
② 年金資産		432,086千円
③ 退職給付引当金		78,809千円

(注1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	(注1)	108,459千円
--------	------	-----------

② 退職給付費用	108,459千円
(注1) 確定拠出型制度の退職給付費用10,603千円を含めております。	

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 適格退職年金の責任準備金の計算基礎数値

① 割引率	2.5%及び4.5%
② 予定計算利率	0.75%及び1.00%
③ 過去勤務債務の償却方法	定額償却
④ 過去勤務債務の償却割合	20/100及び35/100

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務	(注1)	536,082千円
② 年金資産		536,729千円
③ 退職給付引当金		—
④ 前払年金費用		646千円

(注1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	(注1)	119,728千円
② 退職給付費用		119,728千円

(注1) 確定拠出型制度の退職給付費用16,753千円を含めております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年3月31日)	
1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳		1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
有価証券償却超過額	11,432千円	有価証券償却超過額	11,432千円
ソフトウェア償却超過額	33,791千円	ソフトウェア償却超過額	125,208千円
賞与引当金損金算入限度超過額	134,277千円	賞与引当金損金算入限度超過額	145,385千円
退職役員退職年金未払金	12,285千円	退職役員退職年金未払金	5,968千円
ゴルフ会員権償却超過額	62,754千円	ゴルフ会員権償却超過額	31,121千円
未払事業税	58,774千円	その他有価証券評価差額金	70,179千円
退職給付引当金	32,067千円	その他	69,737千円
減損損失	9,195千円	繰延税金資産小計	459,033千円
その他有価証券評価差額金	3,909千円	評価性引当額	△44,620千円
その他	56,600千円	繰延税金資産合計	414,413千円
小計	415,087千円	繰延税金負債	
評価性引当額	△76,252千円	未払事業税	△2,152千円

繰延税金資産の純額	338,834千円	前払年金費用	△263千円
		繰延税金負債合計	△2,415千円
		繰延税金資産の純額	411,997千円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
		法定実効税率	40.69%
		（調整）	
		評価性引当額	△2.65%
		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.42%
		受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.26%
		住民税等均等割	0.35%
		その他	△0.02%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.53%

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

①結合企業 第一勧業アセットマネジメント株式会社（当社）

事業の内容 投資信託における委託会社の業務、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及び投資一任契約に係る業務及びそれらに付帯または関連する一切の業務

②被結合企業 富士投信投資顧問株式会社

事業の内容 投資信託における委託会社の業務、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及び投資一任契約に係る業務及びそれらに付帯または関連する一切の業務

(2) 企業結合の法的形式及び結合後企業の名称

当社を存続会社とし、富士投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併であり、両社はともに株式会社みずほフィナンシャルグループを親会社としております。なお、結合後企業の名称はみずほ投信投資顧問株式会社となっており、合併により普通株式239,490株を交付しております。また、合併による資本金の増加はありません。

(3) 取引の目的を含む取引の概要

近時ますます多様化・高度化するお客さまの投資ニーズに的確に対応していくには、両社が持つ経営基盤、これまで培ってきたノウハウを発展的に融合することがベストであると判断し、平成19年7月1日を合併期日として富士投信投資顧問株式会社と合併しました。

2. 実施した会計処理の概要

当社が富士投信投資顧問株式会社より受入れた資産及び負債は、合併期日（平成19年7月1日）の前日に付された適正な帳簿価額により計上しました。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主

属性	名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区	1,540,965百万円	子会社の経営管理	被所有直接98.7%	なし	経営管理	自己株式の処分	679,105	—	—

(2) 兄弟会社

属性	名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	650,000百万円	銀行業	なし	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,110,308	未払手数料	411,412
親会社の子会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288百万円	証券業	直接0.0%	なし	投資信託の販売	支払手数料	2,007,488	未払手数料	193,543
親会社の子会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,231百万円	信託銀行業	なし	なし	信託財産の管理	委託者報酬	12,559,261	未収委託者報酬	1,801,982

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

一般取引条件と同様に決定しております。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	650,000百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	2,882,983	未払手数料	246,189
同一の親会社をもつ会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288百万円	証券業	所有直接0.0%	投資信託の販売	支払手数料	1,342,543	未払手数料	118,580
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,231百万円	信託銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	11,271,538	未収委託者報酬	1,255,215

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

（東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 21,450.36円	1株当たり純資産額 21,237.91円
1株当たり当期純利益 1,733.85円	1株当たり当期純利益 696.36円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
（1株当たり当期純利益の算定上の基礎）	（1株当たり当期純利益の算定上の基礎）
損益計算書上の当期純利益 1,720,894千円	損益計算書上の当期純利益 732,624千円
普通株式に係る当期純利益 1,720,894千円	普通株式に係る当期純利益 732,624千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 992,524株	普通株式の期中平均株式数 1,052,070株

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同左

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項(平成21年8月31日現在)
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項(平成21年8月31日現在)
会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

名 称		資本金の額	事業の内容
(1) 受託会社	みずほ信託銀行株式会社	247,231百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。
(2) 投資顧問会社	フルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド	100万シンガポールドル※	有価証券等にかかる投資顧問業および投資一任業務を含む資産運用業務を行っています。
(3) 販売会社	マネックス証券株式会社	7,425百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(注)資本金の額… 平成21年3月末日現在 ※平成20年12月末日現在

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託銀行として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の一部(円の余資運用以外の運用の指図に関する権限)の委託を受け、信託財産の運用の指図を行います。

(3) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3 【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成21年9月18日現在、該当事項はありません。

＜参考：再信託受託会社の概要＞

名 称：資産管理サービス信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(資産管理サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されております。

平成20年9月19日 有価証券報告書

平成20年9月19日 有価証券届出書

平成21年4月3日 半期報告書

平成21年4月3日 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成21年8月7日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樽本 修平 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア ファンド・オブ・ファンズ連動型投信の平成20年7月16日から平成21年7月15日までの第4期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア ファンド・オブ・ファンズ連動型投信の平成21年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月16日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 樽本 修平 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 茂木 哲也 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年8月15日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成澤 和己 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樽本 修平 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア ファンド・オブ・ファンズ連動型投信の平成19年7月18日から平成20年7月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア ファンド・オブ・ファンズ連動型投信の平成20年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 前期の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月17日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員	公認会計士	成澤 和己 印
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	樽本 修平 印
業務執行社員		
業務執行社員	公認会計士	茂木 哲也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。